平成２１年（フ）第１１８７号
大阪府泉南郡熊取町桜が丘２丁目９番11号
債務者　永井美智子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１８８号
大阪府岸和田市別所町３丁目25番１号
債務者　池本多津子（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１８９号
大阪府和泉市いぶき野３丁目５番１―610号
債務者　岩城祐美子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１９６号
大阪府岸和田市山直中町1031番地の３
債務者　塚本　秀雄
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１９７号
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―906号、前住所大阪府泉大津市我孫子２丁目４番２―１号
債務者　吉田　正男
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２０２号
大阪府阪南市箱の浦6097番地の５
債務者　服部　　正
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２０３号
大阪府阪南市箱の浦6097番地の５
債務者　服部多美子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２０５号
大阪府岸和田市大工町３番11号、前住所大阪府岸和田市岸城町22番20号
債務者　阿児　景子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２０９号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地30棟306号
債務者　身野　利枝
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２１２号
大阪府泉佐野市羽倉崎上町１丁目４番46号平和マンション203、前住所大阪府泉南市樽井２丁目19番29号ラ・フォンテーヌＣ―102
債務者　小泉　雅樹
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２１３号
大阪府和泉市池上町４丁目13番61号
債務者　宮原みゆき
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２１７号
大阪府泉大津市東雲町15番55号
債務者　矢野　尚樹
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２１８号
大阪府和泉市鶴山台３丁目７番78―501号、前住所和歌山県紀の川市藤井191番地16
債務者　工藤　　知
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６１９号
長崎県長崎市高尾町９番15号　スカイＧ101号、旧住所長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷317番地３
債務者　織方希久子（旧姓浦本）
1　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８４号
福岡県久留米市大石町339番地１
債務者　中嶋菜穂子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３２１号
沖縄県那覇市古波蔵４丁目１番２―102号　仲里アパート
債務者　仲里　聖子（旧姓垣花）
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５１３号
沖縄県那覇市字小禄1307番地
債務者　比嘉　武心
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部